

デジタル複合機 仕様書

(①コピー機能、②プリント機能、③ファックス機能、④スキャナ機能の4機能がある複合機)

台数	1台		設置場所	建築課
機械全般	占有面積	幅630×奥行 730×高さ 1,130mm に収まること(手差しトレイを閉じた状態)		
	形式等	据置き型、フルカラー、A3サイズ原稿対応		
	電源	100v・15A・60Hz以下の電源対応		
	給紙方式/容量	内蔵トレイ	600枚以上×4、B5～A3	
		手差し	連続100枚以上、長形3号～A3	
	メモリー容量	6GB以上		
	ストレージ容量	256GB以上		
	環境対応	グリーン購入法・国際エネルギースタープログラムに適合し、エコマーク認定であること		
	排紙トレイ	コピー・プリント・ファックスの出力先は、独立した2ヶ所以上の排紙トレイであること		
	原稿サイズ	最大原稿サイズは、A3(297×420mm)まで対応していること		
複写サイズ	A3(297×420mm)からはがき(100×148mm)まで対応していること			
コピー機能	複写倍率	固定	50%、70%、81%、86%、115%、122%、141%、200%、自動	
		任意	25%～400%(1%きざみ)	
	カラー対応	フルカラーに対応していること		
	用紙の紙厚	52g/m ² ～300g/m ² まで対応していること		
	ファーストコピーにかかる時間	モノクロは5秒以内、フルカラーは6.0秒以内に1枚目が出力されること		
	連続複写速度	モノクロ・フルカラー共に45枚/分以上(A4横)		
	自動両面機能	自動両面原稿送り装置装備(一度の読み取りで両面読み取りが可能)		
	解像度	読み取り600dpi 書き込み1,200×2,400dpi		
	階調	階調は256階調以上であること。		
その他の機能	複数枚の原稿を1枚に印刷する機能があること			
ネットワーク機能	インターフェース	(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)対応×1ポート USB3.0×1ポート以上		
	内蔵フォント	日本語の書体は明朝体及びゴシック体のアウトラインフォントを内蔵し、欧文書体は3書体以上を内蔵していること		
	プリントサイズ	最大320×1,200mmまで対応していること		
	その他の機能	プリンター使用時でのモノクロ/カラーの自動切換機能があり、料金の振り分けが可能なもの		
スキャナ機能	イーサネット	(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)対応。		
	読み取り解像度は、200dpiから600dpiまでの範囲内で選択できるもの。			
	自動送り装置を使用してスキャニングできる機能を有すること。 (A4横片面フルカラー原稿で、解像度200dpiの場合で、80枚/分以上とする)			
	USBメモリーに直接保存が可能なこと。			
	ファイル形式は、PDF・JPEG・TIFFに変換が可能なこと。			
ファックス機能	通信モード	G3又はスーパーG3		
	送信原稿サイズ	最大原稿サイズは、A3(297×420mm)まで対応していること		
	適用回線	加入電話回線、PBXが利用できること		
その他使用条件	賃借期間	令和8年6月1日から令和13年5月31日まで(5年間) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)		
	保守及び消耗品の供給	複合機の保守料及び複合機の動作に必要な保守部品・トナー等の消耗品の供給を含む(コピー用紙・ステープルを除く)		
	使用予定枚数 (年間)	モノクロ	80,000枚	
		フルカラー	50,000枚	

- ※(1) フルカラー複合機は、国産メーカーの新品とし、仕様と同等又はそれ以上のものを設置すること。
- ※(2) 金額は、フルカラー複合機の賃貸借、保守及び消耗品の供給(コピー用紙を除く)に係る1年間の総額を記入することとし、内訳書にはそれぞれ1コピーあたりの単価を記入すること。(金額と内訳書の単価に使用予定枚数を乗じた金額の総額は合致させること。)
- ※(3) 使用予定枚数は、使用枚数を補償するものではなく、最低補償枚数についても設定しない。契約は、明細書に記入した金額で単価契約するものとする。
- ※(4) コピー使用料金の請求は、毎月末に使用枚数を確認した上、各コピー単価×枚数×税率(消費税及び地方消費税相当分)で得た額の合計とし、それぞれ円未満の端数は切り捨てるものとする。(本契約期間中に消費税の率の改正が行われた場合は、改定された率に応じて上記計算式を修正するものとする。)
- ※(5) 旧機械の撤去費用を含むものとする。
- ※(6) パソコンのプリンターとして使用(Standard TCP/IP Port使用)できるよう、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。ただし、プリンタドライバの各パソコンへのインストールは、本市が行うものとする。
- ※(7) プリンターとして接続するパソコンの台数は、約15台。
- ※(8) フルカラー複合機は、常時正常な状態で使用できるよう定期的に技術員等を派遣し、点検及び調整等を行うこと。また、フルカラー複合機が故障した場合は、早急(概ね3時間以内)に正常な状態に復旧すること。
- ※(9) 定期的な巡回又は申し出によりトナー等のフルカラー複合機の動作に必要な消耗品の供給を行うこと。
- ※(10) 日時を事前に建築課と調整のうえ、業務に支障が生じないよう円滑に設置作業を行うこと。